

第2節 農村を支える新たな動きや活力の創出

1 現状の課題と政策の方向

持続可能な農村を形成していくためには、地域づくりを担う人材の養成等が重要となっています。また、都市住民も含め、農村地域の支えとなる人材の裾野を拡大し、活力の創出を図っていくためには、農村関係人口の創出・拡大や関係の深化を図っていくことが必要である。

2 関東管内の取組状況

(1) 都市と農山漁村の交流の推進

ア 農山漁村発イノベーション

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の拡大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

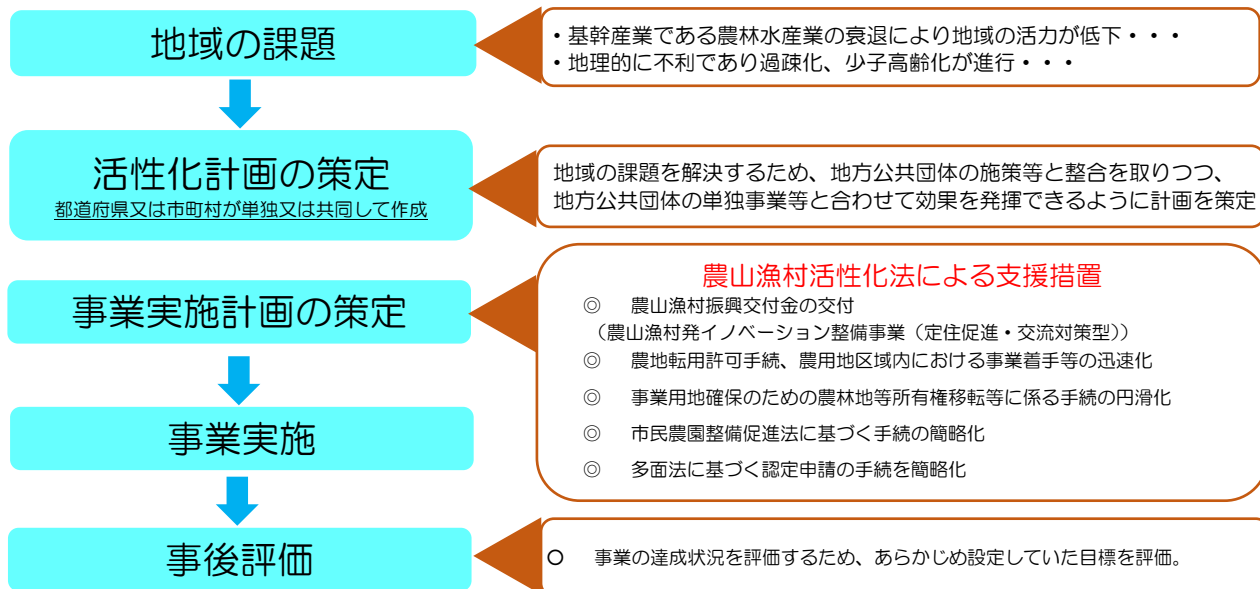
都道府県又は市町村が計画主体となり、地域の課題を解決するため、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定。この活性化計画の目標を達成するために実施する事業に対し、国から農山漁村振興交付金を交付。

(取組の概要)

関東農政局では計画主体からの相談に応じ、活性化計画の策定や農産物加工・販売施設等の整備に向けた支援を行っている。令和5（2023）年度には、関東管内の4地区（東御市、勝浦市、藤枝市、那須町）において農産物直売所、交流施設等が整備されている。事業完了後、既に活用されている施設では、SNS等を通じた宣伝や地域の特産品を活用した新たな商品開発等が行われており、来訪者の増加に伴う地域の活性化や農業従事者の販路拡大に寄与している。

■イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

【事業の流れ】



【交付金を活用した例】



* 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）の詳細内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html
（農林水産省）



* 農山漁村振興交付金の詳細内容は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html
（農林水産省）



農山漁村発イノベーションの取組みのイメージ

（事例）豊かな農村環境を活用した交流促進及び地域の特産品を使用した加工品の製造・販売による販売額の拡大 【山梨県甲州市】

特産品のブドウを活用したワイン醸造を見学・体験できる施設を整備することで都市と農村の交流機会を増加させる。そのために、農林水産物処理加工施設及び地域資源活用交流促進施設を整備し、交流人口の増加及び地域産物の販売額の増加を目的に、地域の活性化を推進する。

○ 経緯

①事業実施前

人口減少、少子高齢化により限界集落に危機に直面し、耕作放棄地の増加が懸念されている。一方で、豊かな農村景観、自然景観、歴史的建造物を有しており都市からの来訪者も増加しているため、地域農産物のブドウ、地域産業のワインづくりを通じた活性化を検討。体験交流型のワイナリーとして外から訪れた人に「場所文化」を伝えることを狙いとした。

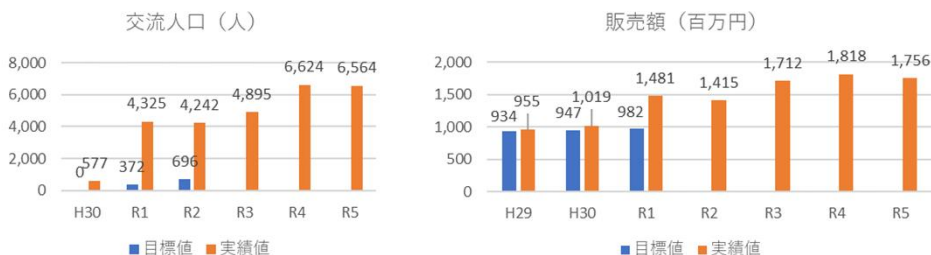


②事業実施中

ワイナリーの整備と併せて、農業体験用ほ場の整備（県の補助事業）、農泊施設整備（農泊推進対策）を実施。また、地域に根付いたブドウの品種に限定し、かつ契約栽培によるワインづくりを行うことで、地域のストーリーを伝えるとともに、地域内に付加価値を還元することに取り組んだ。

○ 効果

事業完了から3年経過した現在も販売額や交流人口の増加が順調に推移している。また、同事業による相乗効果として、ワイナリーの研修生を希望する人を住込みで受け入れるケースや常連となって地域に魅力を感じ移住につながったケース、新規就農につながったケース等、定住人口確保や農業の担い手確保にも寄与し、地域の活性化に貢献している。



<現場の声>

当初計画した以上の滞在ニーズに応じて、新たに宿泊棟を備えたブルワリー施設を整備するなど、都市と農村の交流拠点としての地域づくりの取組を展開している。

(2) 農村の魅力の発信

棚田の振興

我が国の棚田は、農産物の供給、水源の涵養に加え、良好な景観を形成する等の多面的機能を有しているが、その保全には多くの人手を有することから、担い手の減少等により荒廃の危機に直面。

このため、令和元（2019）年8月に施行された「棚田地域振興法」により、多様な主体が参画する指定棚田地域振興協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援。

関東農政局では、同法に基づく国の関連施策の優先採択や要件緩和等の財政上の措置と、国の職員から選任された「棚田地域振興コンシェルジュ」による情報提供や助言等の支援を実施。

(取組の概要)

関東管内では、令和6（2024）年3月末時点では6県52地域が指定棚田に指定され、そのうち20協議会（41地域）で指定棚田地域振興活動計画の認定を受けている。

関東管内には、3,267箇所の棚田が存在しており、全国の6.0%を占め、長野県、栃木県に多い（出典：2005年農林業センサス。管内の指定棚田地域及び指定棚田地域振興活動計画の認定一覧は、巻末参考121ページ参照）。

関東農政局では、本局職員や各都県拠点の地方参事官を棚田地域振興コンシェルジュに選任し、関係都県及び市町村と連携し、棚田地域の振興のための支援を行っている。令和5（2023）年8月から3回にわたって、長野県上田市において、地元の多様な有識者が参加する、棚田地域における多面的評価検討委員会に出席し、棚田の多面的機能の評価方法や情報発信のあり方について意見交換を行った。

このほか、令和5（2023）年3月にさいたま新都心駅前に設置されている大型映像装置において関東管内の「つなぐ棚田遺産」を紹介するPR動画の放映により、棚田地域の魅力を広く発信した。



さいたま新都心駅大型映像装置による「つなぐ棚田遺産」のPR動画

各棚田地域では棚田の保全活動だけではなく、小学生体験学習の受入体制の整備、棚田を活用したキャンプや各種イベントの開催、高齢者の生活支援等を行っている。

また、国の事業以外にもクラウドファンディングや民間資金を活用して活動を行っている。

具体的な取組事例として、例えば、地域の農業者とNPO法人が連携した棚田の維持・保全や農業体験、自然体験などを通じ、生物多様性に富んだ農村の原風景を次世代につなぐための活動や、生物多様性の保全活動や大学と連携した自然調査を実施して「棚田の生き物図鑑」を発刊するなどの活動（神奈川県：名古屋の棚田群）があげられる。

また、棚田で作ったお米から作った日本酒に付加価値を与え、地域産業に貢献している取組（長野県：稲倉の棚田など）も多くみられる。

用語の解説

「棚田」とは、傾斜地に等高線に沿って作られた水田であり、田面が水平で棚状に見えるもの。農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しており、農業生産活動を主体としつつ、地域住民等の共同活動によって守られている国民共通の財産である。

よこね田んぼ（長野県飯田市）

